

2018 年 3 月

「森永乳業健康経営プログラム」取り組み推進の一環として 治療と仕事の両立を支援する制度を 4 月 1 日より新設いたします！

森永乳業は、「健康経営プログラム」取り組み推進の一環として、治療と仕事の両立を支援するための制度を 4 月 1 日より新設いたします。

昨今、官民を挙げて働き方改革が推進されていますが、社員の健康維持・増進と生産性向上を図るためには働き方改革だけに止まらず、社員の健康を重視し経営戦略として取り組む「健康経営」の必要性も高まっています。

当社は人々の健康に貢献する企業として、社員の健康維持・増進に向けて健康づくりの取り組みを強化すべく 2015 年より「森永乳業健康経営プログラム」に取り組んでおります。

近年では、診断技術や治療方法の進歩により、かつては「不治の病」とされていたがんなどの疾病においても生存率が向上(※)しています。(※出典:厚生労働省 事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン)

そうした中で、糖尿病に代表される生活習慣病やメンタル疾患は増加傾向にあり、これらの病気で仕事を休まざるを得ない方もいます。

また、2016 年には厚生労働省より「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」が公表されています。事業者が両立支援に取り組むことは、労働者の健康確保という意義とともに、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上、健康経営の実現、組織としての社会的責任の実現、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現などさまざまな意義があると考えられています。

このような状況を踏まえ、当社は治療と仕事の両立を今後さらに支援していくために制度を新設いたします。

＜支援制度の概要＞※2018 年 4 月 1 日より新設

本人の申し出により会社が必要と認めた疾病の治療および障がいによる継続就業が困難な場合について、両立支援制度を新設し、就業支援を図ります。また、疾病などの状況に応じて在宅勤務などの活用を促します。

①最大 2 時間の短縮を限度とする短時間勤務制度

②事業所の所定労働時間の前後 1 時間の範囲の時差勤務制度

③疾病の療養の為に必要と認めた場合に、週 1 日を限度として短縮できる短日勤務制度

支援制度を新設することにより、これまで以上に治療者ケアおよび復職後の再発防止ケアに取り組み、治療と仕事の両立を支援してまいります。

さらに「健康経営プログラム」において予防ケアにも注力し、社員の健康を会社の資産として、社員が能力をフルに発揮できる環境をつくってまいります。

以上